

婦人関係シリーズ
国際資料 No. 29

婦人の財産権

54

労働省婦人少年局

は し か き

以下は、婦人の持つ財産権の面からみた世界各国の婦人の地位に就て、国連経済社会理事会の中の「婦人の地位委員会」が行った調査にもとづいてつくられたものである。国連事務局から各国に送られた婦人の財産権に関する調査表の中、1953年1月までに集つた21ヶ国についてその回答を要約したもので次の条項についての回答には、国によつて細かい相違点があり、特別な規定などもあるのであるが、こゝでは極く大ざっぱに各国に共通した基本的なものを要約することにした。詳細な記述は、調査国の回答が出版つた上で委員会から完全な報告書が出版されることになっているので、それを楽しみたいと思う。

1954年3月

労働省婦人少年局

資 料

"Property Rights of Women" Report of the
Secretary-General, Commission on the
Status of Women Economic and
Social Council of United Nations,

Jan 1953

目 次

I. 法 定 年 令	4
II. 新 婚 権	4
III. 契 約 能 力	4
1. 未 婚 婦 人	
2. 既 婚 婦 人	
IV. 就業についての権利	5
V. 夫婦の財産関係	5
1. 夫婦財産制	
2. 契約と不法行為に於ける関係	
VI. 相 続 権	9
1. 遺言に依らざる相続	
2. 遺言に依る財産処分及相続	

婦 人 の 財 産

		ソビエト	ロシア	ベルギー	フランス	ドイツ	イギリス	中国
I 法定年齢	1 男女同年	○	○	○	○	○	○	○
	2 結婚と成年							
	a. 成年者と見做される				○			○
	b. 条件付で成年者とみなされる	○		○			○	
	c. 未成年者と見做される		○			○		
II 権利の自由	1 制限がある			○	○	○	○	○
	2 自由である	○	○			○		○
III 契約能力の有無	1 未婚婦人	○	○	○	○	○	○	○
	2 既婚婦人							
	a. 一般的能力がある	○	○	×	×	○	×	○
	b. 信託行為を行う事が出来る	○	○	○	○	○	○	○
	c. 保証人になる事が出来る	○	○	×	×	○	×	○
IV 職業の選択の自由	1 未婚婦人は自由である	○	○	○	○	○	○	○
	2 既婚婦人							
	a. 自由である	○	○			○		○
	b. 夫の承認又は掣肘を受ける			○			○	
V 夫と妻との財産関係	1 共有財産制をとるもの (一部共有財産)	○		○	○		○	○
	2 特有財産制をとるもの		○			○		
	a. 夫が財産の管理を行う	○	×	○	○	×	○	○
	b. 婚姻解消の場合の財産処分							
	i. 夫と妻で折半する	○		○	○	○		○
	ii. 各自の取り分を保有する		○				○ ²	
	iii. 両者を併用する							
VI 相続権	1 遺言に依らざる相続			×	×	×	×	○
	a. 男女平等の相続権を持つ (妻も含む)	○	○	×	×	×	×	○
	2 遺言に依る相続							
	a. 遺産の処分は自由である	○	○	○	○	○	○	○
	b. 遺族の為に遺留権が確保されている	—	×	○	○	×	○ ¹⁵	○
	c. 妻の遺留権が確保されている	—	×	×	×	×	○	○

蛙山過半数以上の州をとる。

2. 九州では女子の丁年は男子より若い。

3 夫の許可を必要とする。

生　その国で法定であるものを取つたので、二つの形式が統一の契約制であると思われる。

5/ 夫と妻と共同管理する。

6. 相続人としての婦人は男子より有利な法律がある。

X …… 反対の場合

一 ----- 記載がない場合

(2)

て い つ に 権

[illegible]

① 印度法による。

5. “ストリドハナ (Stridhana)” のみ.

② 法によつて規定はしていないが、残された配偶者や子孫を保護する餘項を制定している。

10. 違章に言明している場合、その他はこの限りではない。

山 法を認められた理由がある場合はこの限りでない。

(3.)

婦人の地位委員会の決定に基づいて送られた調査表について、1953年1月20の日までに回答を送つて来た国は21ヶ国で、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリー、中国、キューバ、デンマーク、ギリシア、印度、イタリア、レバノン、オランダ、ノールウェイ、パキスタン、フィリピン、スウェーデン、英国、アメリカ合衆国、ユーゴスラヴィア、の諸国である。

I. 法定年齢（成年）

一般に各国とも法定年齢は男女同じで成年に達すれば親権の掣肘を受けない。未成年者が結婚した場合大部分の国では条件付で、或は完全に、成年者と同等の扱いを受ける。条件付の場合ある国では妻が未成年である場合に限り親権者或は夫後見を必要とし、夫が未成年者である場合に妻には同様な規定をもうけない。或る国では未成年の夫も妻も同じ条件で扱われる。数ヶ国では未成年者は結婚によつても成年を獲得しない。

II. 訴訟権

回答をよせたすべての国では未婚の婦人で成年に達したものは自己の名の下に訴訟を起すことが出来る。

併し結婚した婦人については国によつて大々制限が加えられている。例えば妻は夫の承認がなければ単独で訴訟を起したり、又及対に訴訟を提起されても単独で法廷に出る事は出来ないという類いである。制限の箇所については各々の国によつて異なるが前記の頁では一致している。その他の国々では何等制限なしに訴訟を起したり受けたりすることが出来る。回答国の中では後者の方が多数である。

III. 契約能力

未婚の婦人で成年に達したものは、未婚の男子と同様契約する能力があると認められている。この契は回答国全部同じである。

既婚婦人の場合は一般的に契約能力は認められているが、国によつては法律で制限を受けているところがある。又一般的には認めら

れている或種の契約関係、例えば信託とか保証とか、担保などについては制限を設けられているところもある。

妻が特有財産及びそれから出る収益を管理する権利をもっている国では、妻がその所有する財産及び将来授受する財産を抵当に入れることが定められている。但し抵当権の範囲は夫々異なる。

何れの国に於ても妻は慣習と夫の代理を行うものと定められており、家政をあげたり、家族を維持するための支出や契約を行うことが出来ると考えられている。又このことは妻が夫と同一の位所に住み、家族の生活用品を購入するという事実が証明しているとされている。

IV. 就業についての権利

未婚の婦人は一般的に事業を行うことも、また、就業につくことも自由であるが、既婚婦人の場合は国によつては夫によつてある程度の制限を受けている。例えば妻がある種の職業に就く場合は夫の承認を必要とするとか夫の申請によつてその就いている職業からしりぞけなければならないなどということがある。夫婦のどちらかが破産した場合、債権者が配偶者の財産を要求することは出来るが、その場合債権者の要求権には、夫の債権者も妻の債権者もあまりかわりはない。

V. 夫と妻との財産関係

夫婦間の財産関係は一般に法律や契約或は慣習によつて定められており、そのどちらが重きをなしているかということも国によつて異なっている。通常夫婦の財産関係は両者の合意によるべき性質のものであつて、夫婦財産制について法定で定めている国々でも実際にはそれに代る取り決めを結婚契約においてもつことは自由である。

併しオマニヤや社会政策に影響を及ぼすような場合などには配偶者同意で勝手に放棄することのできないような規定に従わなければならない。多くの国では配偶者間の財産移譲の問題では、譲与者の債権者を保護する意味で制限をつけている。

(1) 夫婦財産制について

(a) 総論

回答国について大部分の国において、夫婦間の財産関係の規定には大きくいつて三つの型がある。一つは共有財産制であり、次は持参金制、次は特有財産制である。しかし、印度やパキスタン、中国、及びイタリーで行われている夫婦財産制は宗教或いは家族制度にもとづくそれ等の国特有のもので他の国の類をみないものである。

最も一般的なのは、夫婦が婚姻以前にその財産について別段の契約をしなかつたときにその財産関係を定める法定制であつて、大部分の国がこれを定めている。又法令によつて契約制を規定していることもあり、その場合配偶者はそのまゝ、或は多少変更して採用することが出来る。

何らかの共有財産制を法定で定めている国はベルギー、オランダ、ナリー、ブラジル、アルゼンチン、キューバ、フィリピン、デンマーク、ノールウェイ、ユーゴスラヴィア、カナダのケベック州、及び米合衆国の8州である。

特有財産制をとっている国には、日本、イタリー、スウェーデン、及びギリシアなどがある。イタリーでは持参金、共有財産、家族財産の三つが契約制として合法化されており、法定の特有財産制よりもこれら三つのうちの一つが慣習としてえられている。又そのほかに英國でも、また合衆国の4州、カナダのマニトバ、英領コロンビア、アルバータ、サスカチュワン、ノーヴァスコシア、ニューファウンドランド、プリンス、エドワード島の諸州、西オーストラリアの諸州、タスマニア、クィンズランド、及びヴィクトリア州など配偶者はそれぞれ別箇に財産を所有している。中国では共有財産制が法定になつている。印度やパキスタン或はレバノンなどでは財産制は宗教や風習によつて定められている。

大部分の国では夫婦の財産関係は婚姻が成立した後に変更することは出来ないようになつている。その他の国ではその英はさほど窮屈ではないが結婚後に行われる夫婦間の財産協

定には法定の認定が必要とされている。

(b) 共有財産

共有財産というのは夫婦の財産の一部或は全部を共有するという財産制であつて、離婚の際には分配されるものである。その制度には国によつてかなり変化があるが主な違いは共有と認められる財産の種類とそれの管理及び処理についての配偶者の権利に関するものである。

共有財産制をとっている国々でも婚姻前と後とを問わず配偶者の財産を凡て共有する形（純粋共有制）をとるものと、婚姻中に得た財産を共有する形のものとがある。前者の制度をとるものは概ね夫がその財産の管理及び処分を行うもので婚姻と解消する場合は折半する場合と、夫々の婚姻前に所有していた財産及び恩給とか贈与遺産などは夫々の所有に帰するようになつている場合とがある。

一部共有財産制をとる場合は、婚姻前の財産や、婚姻中に所有するようになった不動産などが共有され、婚姻前や相続による土地不動産などは夫々の特有財産とすることを定めている。その共有財産の管理は夫が行う、或は、夫婦共同管理する国と半々であり、婚姻解消の場合の分配には折半する場合の方が多いようである。

共有財産制が法定となつている国々でも、婚姻以前の契約があれば、必ずしも、その条項にしばられることはないことになつている。

この他に共有財産の契約制をとっている国があるがこれは僅かの限られた国である。

(c) 特有財産

回答国の中あるものは、財産の所有権、処分権その他が婚姻によつても何ら影響をうけないところがある。（米合衆国の4州、英國、カナダの諸州及びオーストラリアの諸州など）これらの国では、別に夫婦間の契約がなければ種々に財

産を所有することか合法的なのであつて、“制度”という字句は使われていない。

その他の国々では特有財産は法定制をとつているところと、契約制をとつているところがある。このなかには妻の財産管理を夫に認めているところがある。夫の管理を法律で定めているところでは妻はその特有財産について夫と同等の権限をもっていない。又嫁取費を夫がまかなうところと、夫と妻で分担するところとある。日本では、夫と妻とか結婚生活における費用を分担することになっている。

d 持 券 金

持券金制度は意味は妻の嫁取が婚姻費用への献金として夫との間にとりさめるもので、大体三つの性質がある。即ち(1)妻が持券金を管理したり、それから得られる利益、収入などに対する夫の権利をみとめ(2)夫の独断による離婚を認めず、(3)婚姻解消の時は妻に帰る、ということはこの制度をもつ国々での慣行である。併しこの制度は近年次第に少くなり、この慣行を持つ国々でも法定にしているところはない。

(e) その他の婚姻制度

以上の婚姻制度の他に古くからの慣習によつて法定或は契約制となつている婚姻制度がある。例えば中国の“私有財産制度”とかイタリーでおこなわれている“家族財産”制度、インド固有の妻の財産権形式である“ストリドハナ(streedhana)”などがその主なものである。中国の制度は一部特有財産制度ともみられるもので妻が婚姻時に所有していたものには彼女の所有権があり、その処分にあつて夫は妻の承認を必要としていゝる。インド婦人が妻としてその財産に対する権利は二つに分れていて、一つは妻が婚姻前に所有していた財産その他で妻は所有権をもっている。もう一つは妻が婚姻後に得た所得とか贈与その他は夫が管理処分するのであつて、妻が寡婦となつた時にはじめて処理することが出来

る。しかし妻の所有権をみとめられている前者の財産についても病氣とか貧困とかの場合には夫が処分してもいいことになつていゝる。もつともこの財産制度の内容については土地によつてかなり法律が異つていゝる。回教国の法律では夫婦はそれぞれ自分の財産を所有し、処分も夫々の自由である。回教徒の婦人は夫から、とりさめによつて或金額あるいは一定の財産を受取る権利をもつていて、婚姻後直ちに受取る分と、婚姻解消によつて受取る分とあつて、どちらも妻の完全な所有権をみとめていゝる。

(2) 夫婦間の契約及び不法行為について

夫婦間に結ばれる契約及び夫婦の不法行為に対するお互いの負担義務については、妻は夫と同等であり、或国では妻はその特有財産に対する負担義務が夫よりも軽い。例えば妻は夫の買債に対して負担義務はないが、妻が夫の承認を得て第三者と法律行為を行い、買債を負つた場合夫は買相義務がある。

五 相 続 法

1 遺言に依らざる相続

遺言状を残さないで死亡した者の財産を相続する権利は本来血統の順位によるというのが一般例であり、残された配偶者の相続権も認められているのが普通である。但しその場合相続する財産の多寡は嫡出子又はその他の血族の有無に依つて定められるようである。配偶者の一方が死亡した者の財産を受けつぐ場合、それが夫であつても妻であつても権利に差異はなく、又相続する者の権利に男女の差はないようである。併しある国ではある種の財産を相続する場合は男子に優先権を与へており、血族関係の同順位にある男子と女子に相続権がある場合は男子に多く分与されるという国もある。英國の慣習法を適用している国々では現存なお残された配偶者は、夫々寡婦産(Dower)¹⁾或は、寡夫産(curtsey)²⁾と呼ばれる遺産相続をうける。

回答国の約半数は遺産相続権に男女の差は〔1〕寡婦遺留産 (Dower: Estate by Dower) 夫が単独にて相続可能物権 (Estate of Inheritance) を保有する場合に、其妻が夫の死後夫の土地の三分の一に対し、保有する畢世間の物権 (Life Estate: 一代限りの財産) をいう。法律の規定によりて発生する物権なり。1922年廃止 (英12)

2) 寡夫遺留産 (Curtsey: Estate by Curtsey) 妻が相続可能物権 (Estate of Inheritance) を単独にて保有し、夫婦間に相続人が出生した場合に妻の死後夫が其土地に付き取得する畢世間の物権 (Life Estate) をいう。法律の規定によりて発生する物権なり。1925年廃止 (英13)

英法辞典: 増島六一郎著: 有斐閣, 1945年
ない。併し妻が相続する場合、夫の承認を必要としている国もかなりある。印度法の行われているところでは女子の相続権は男子より劣るかに依り、血族の順位如何にかかわらず、男子の側に優先権があり、遺産の種類によつては女子の相続が全然認められていないものもある。女子が相続優先権をもつのは、前記の "ストリドハナ (Stridhana)," つまり女子が死んでその遺産を女子がつく場合に限られている。しかし現在寡婦は夫の特有財産を子供と分割相続し、共有財産の夫の分前を継ぐことになっている。回教信奉国では女子の相続権は印度法をみとめているよりも大であるけれども、相続権は男子のそれよりは少いのが普通である

2. 遺言に依る財産処分及び相続

オランダを除いて他の回答国は全部、遺言による財産については未婚と既婚とを問わず、すべての婦人に自由に処分する権限を与えている。併し国によつて完全な処分を与えていないところもあり、財産の処分額を定めているところもある。又二三の国では、遺族の利益を擁護する為に男女を問わず、遺言者の遺言に制限をつけているところがある。即ち子供や配偶者或る

場合は両親の為に遺言の何れに拘らず最少限の遺産が確保されている。この最少限の遺産が規定されていない場合は必要に応じて法院に依て遺産から分与されるよう指令することが出来るとしている国もある。大部分の国は多少か少くか遺族の為に遺留分を規定しているようである。

6. 遺言による財産相続

婦人は既婚たと未婚たとを問わず、遺贈を承認したり、放棄したりする権利に於ては男子と平等であるというのが大部分の回答国の実状であるが、既婚婦人が遺贈を受ける場合、夫の承認を必要としている国もある。

財産の遺留分を相続する権利については、男女の差を認めていない英では回答国全部が一致している。併し遺族に法院の遺留分が規定されている国では、同順位にある男女の相続分は同じではない。

昭和二十九年三月二十日 印刷

昭和二十九年三月二十二日 發行

發行人 労働省婦人少年局

印刷人 竹 生 社